

## 《シンポジウム》

### 宗教団体の内部紛争と司法権

#### 第二部 討論の部

##### 桐ヶ谷章会員の報告について

矢吹輝夫会員（質問者） 蓮華寺事件判決と板まんだら事件判決との相違点について述べられた際、板まんだら事件判決の四四六頁四行目にあります「その核心となっている」という点についてそこが相違点の大事なところと指摘され、その後両判決の相違点を色々と列挙されたわけですが、最初に指摘された「その核心となっている」ということについて、何かお話があればお聞きかせ下さい。

桐ヶ谷章会員 板まんだら事件判決はむしろ、宗教論争を法廷で行うための手段として訴訟を利用しているということが、当事者の訴訟態度、主張立証の経過、若干の訴訟外の態度などを含めて、弁論の全趣旨から明らかになるという事案です。いかなれば、宗教論争を法廷の場で行おうとすることを企図して提起された訴訟であった。そういうことを最高裁は「その核心となっている」という言葉でくくったのではないかと私は推測しております。

それに対して本件の蓮華寺事件判決の場合には、宗教論争を法廷で行おうとすることが目的ではなく、市民生活に生じる通常の紛争と同じような家屋の明渡請求および地位確認請求の訴訟で、たまたまその背景に宗教上の問題があるにすぎない。そういう点からすれば、蓮華寺事件の場合は宗教上の判断等が、最高裁が板まんだら事

件判決でいっていた意味での、紛争の核心となっていないといえます。そのような点が、大きな相違点であると述べたわけです。

**松本保三会員（質問者）** 蓮華寺事件第一審判決等で問題となっておりました、血脈相承を受けることが法主の地位の取得基準であるという点について、宗規第一四条の点を付け加えて説明してください。

**桐ヶ谷章会員** 宗規第一四条は、「第一項法主は宗祖以来の唯授一人の血脈を相承し、本尊を書写し、日号、上人号、阿闍梨号を授与する。第二項法主は、必要を認めるときは、能化のうちから次期法主を選定することができる。但し、緊急やむを得ない場合は、大僧都のうちから選定することができる。第三項法主がやむを得ない事由により次期法主を選定することができないときは、総監、重役、能化が協議して、第二項に準じて次期法主を選定することができる。」となっております。

このように宗規上は「選定」という言葉が使われておりますが、日蓮正宗においては、同宗の教義、信仰、伝統、沿革等に鑑みて、その「選定」の意味は「血脈相承」であると解されております。日蓮正宗では、血脈相承というのは宗祖以来の代々の法主に対し宗祖の悟った仏法の悟りを伝えていく秘義であるといわれており、そういう血脈相承により、法主の地位が宗祖以来承継されるものとされております。たまたま法制上の規制を受けて管長というものを選挙などにより選定した時代もありましたし、その後管長制度がなくなった後にも、宗教法人法との絡みで「選定」という言葉を使っているわけですが、日蓮正宗の本来的な考え方からすると、法主の地位というのは血脈相承によって承継されるという不文の準則が厳然と存在しており、その不文の準則がたまたま教団の宗規では選定という言葉で表現されると、本件の判決は解釈しています。

したがって、法主の地位の取得準則としての血脈相承が実際にあったのかなかったのかということが立証のテ

ーマとして、蓮華寺事件その他の判決では提示されているわけでありまして、その血脈相承の存在につき、教義信仰に関わる問題だから判断できないのだとか、社会的事実という側面から判断できるのだとか、宗教団体内の自律的、自治結果という角度から判断できるのだとか、さまざまな議論がなされているということであります。

**中野毅会員（質問者）** 蓮華寺事件判決とそれ以前との相違点につき、蓮華寺事件は建物明け渡しという世俗的なものを求めたわけで、宗教的なものではないという点が相違点であるということが良くわかりましたが、結果として裁判所がどちらかの判断を下すとすれば、それはどちらかの立場を正当化することになるわけで、したがっていずれにしても世俗裁判所を利用して自分達の立場を正当化することになってしまふ。それで裁判所はあえて、一方の味方をするのを、恐れたのではないのでしょうか。

**桐ヶ谷章会員** 最高裁判所がどういう気持ちであつたか私には付度することができませんが、自律結果を尊重する、自治的な決定がありそれを尊重するということは、自律的決定をしたその団体の決定が一応裁判所によって採用されるということに結果的にはなると思います。

しかしだからといって、裁判所があれば血脈相承を受けた法主だというお墨つきを与えたということではなく、この団体ではあの人を血脈相承を受けた法主とみているという判断をしたというだけで、直ちに裁判所が、血脈相承を受けた法主であるという自らの判断を下したということとは違うと思います。

裁判所も自治的結果をとるということの前提として、括弧書きで、「自治的解決次第で、結果として裁判所はあるいは一方の立場に立ち、あるいは他方の立場に立つ形になるが、いずれに組するものでもない」ということを注意的にいっております。（前記松江判決）

**中野毅会員（質問者）** 私は教団自治というのは、内部手続きや規則や制度が整備されているだけでなく、内

部紛争に対する自力解決能力を持つということも含むと思っております。そこで、司法の援助を、たとえ建物明け渡しであっても、求めるということは、その能力の欠如を意味していると思うのですが、いかがでしょうか。

**桐ヶ谷章会員** 裁判所にもっていくというのは、紛争があるからもっていくのであって、自力で解決できる能力がありまたそのチャンスがあれば、裁判所の手を煩わせることはないわけです。中田先生のようにお考えになると、世の中に裁判が無くなるのかなど、逆説的に考えるところではないかと思えます。

たしかに、宗教団体において自力で解決する能力というのにも必要なことです。またこの自力解決というのは、教義や信仰の問題を自主的に決めるといふのとは違い、それとは別の場面で紛争があった場合に、裁判所の手を煩わせないで自分達の話し合いで解決していく能力ということをおっしゃっているのだと思います。それは望ましい形態であります。そういうことができないがゆえに紛争になるといふ側面があるのではないかと思えます。したがって、紛争になつてから自治的解決能力が無い、だから裁判所は扱わないんだといったら、たいの紛争は裁判所で扱われなくなるのではないかという感じがします。

#### 大野正男会員の報告について

**矢吹輝夫会員（質問者）** 蓮華寺事件判決は宗教上の教義不介入の原則を優先し、部分社会論を否定したことが極めて明白であると述べられました。部分社会論からのアプローチが宗教上の教義に深く関わってきたときに後者を優先するもので、全ての宗教団体の内部紛争に従来の部分社会論を否定したとまではいえないのではないのでしょうか。

**大野正男会員** これは言われる通りでございます。全ての宗教団体の内部紛争に部分社会論を否定したと言

ったのではない。ただ、私が申し上げたのは、宗教団体の内部紛争について他の部分社会と同じように部分社会論すなわち自律性ということを強調する一方で、宗教団体の内部紛争の固有の問題として教義教理不介入という点を強調した結果、両方二つがあわさった場合に後者を優先させたことになるといったつもりです。したがって宗教上の教義教理に関わらないものについては、当然部分社会論だけで裁判所はアプローチするだろうし、それは当然のことだと思います。瀧澤先生のお話からもおわかりのように、従来の日本の判例も部分社会論における自律権と教義教理には介入しないという二つの原則を可能なかぎり調和的にするにはどうしたらいいかということとで苦心さんたんしていると思うのです。

ところが蓮華寺事件判決の場合は、この二つの考え方を両立しないものとして扱ってしまったから、どうしても前者を否定する。それで蓮華寺事件判決のどこにも自律権の尊重ということとはでてこない。逆に中立理論というものをもちだして、構成員に対する教義教理上の処分については構成員も処分をした団体も平等であってどちらかに判決することはどちらかをサポートすることになるからどちらもしない、したがって「預かり」という結果になりました。

そのことは、これを部分社会論から見れば部分社会の決定が国家法の上で実現されないということになりますから、部分社会論と中立理論という二つのセオリーを矛盾的に適用するような状況を作っているのかということと、矛盾的になったときに後者を優先させて前者を否定した場合にはどういう結果になるかということを申し上げたつもりでございます。凡そ一般的に部分社会であることを否定したと申し上げたつもりはございません。

**別城信太郎会員（質問者）** 蓮華寺事件判決を前提とするとき、実務的な対応として、処分者としては端的に異端説を理由として処分するのではなく秩序紊乱（例えば異説の発表につきそれが異説であるかどうかはともか

く、発表の場所、方法、内容、表現の仕方等が適切でないため組織としての秩序を大きく乱した」という理由で処分すれば却下判決を免れるのではないか。少なくとも、異端説を懲戒理由とする場合より却下判決を免れる可能性が高いと考えてよいでしょうか。

**大野正男会員** 射程距離のところで申し上げましたように、異端説の発表について発表の内容ではなく発表の方法、場所、表現の仕方が適切でないということで処分しましたが、必ず被処分者の方はそうは言わないであろうと思います。

例えば、極端な大声で会議の席でどなりまくったなどということがあれば別ですが、そうでないとすれば、その方法、場所が従来だつて許されていたじゃないか、やはり自分が異端説を述べていることが原因であると言いつてもその内容をとくとくとして述べるでしょう。そうすると、教義教理に「深く」関わっているかどうか裁判所はよく解らないかもしれませんが、少なくとも関わっているということにはなつてしまふんじゃないでしょうか。したがつて、私はこういうことで蓮華寺事件判決がうまく実務的にかいくぐれるとは思つておりませんが、むしろ極めて一般的に、これを餅のごとく引き伸ばしてたぶん裁判所自身を悩ませるのではないかと思われまふ。

**別城信太郎会員（質問者）** ただ実務的対応としましては異端説をとるのか秩序紊乱をとるのかという二者択一といたしますか、あるいは両者をとるのかと迫られたときに、多少とも異端説よりも秩序紊乱を取るほうがいかくぐれる可能性が高いんじゃないかというような、弁護士としてのアドバイスをする場合、そういう観点で良いのか、私の方も秩序紊乱ならば裁判所を必ずかいくぐれるとは思つておりませんが、可能性としてはその方が高いのではないかと。

しかし逆に言いますと、処分者側の方は立証すべき事項については異端説より範囲が広がつてしまふという

こともあると思います。ですから仮にと問われたときに、実務家の立場として判例を前提とするときには、多少これのほうが広くなってくるのではないかとというアドバイスをしてよいのかどうかということをお聞きしたい。

**大現正男会員** こういう判決がでてしまうと実務家は大変困られるだろうと思いますが、私も実務家ですからよくわかりますが、たぶんダメだろう、実際にはあまり効果はないだろうと思います。

というのは、さっき申し上げたように、その話の内容を除いてその行為や言葉自身がひどく粗野であり野蛮であり宗教家としてあるまじきようなものであったなら別ですが、普通の場合だったらあんまり問題にならないような、新聞やパンフレットとかに書いたり、会議の席上で発言したとかそういうことをとらえて処分するというのは、果たして、十分な理由になるでしょうか。それが異端説だからやっているのだということで、裁判所にかえて底意を見透かされるようなこともあるのではないだろうか。だから、例外的に、その行為自身が独立で処分されるのが社会的に見ても無理のないような場合には、おっしゃるような点でアドバイスがいくと思います、それでもないかぎりダメそうだと思います。

**桐ヶ谷章会員（補充報告）** ちょっと関連するかも知れませんが、補充的に先程のレポートに付け加えさせていただきます。

実は蓮華寺事件判決の影響で却下になった次のような事例があります。それは、宗務院の出した命令に対する違反行為が秩序違反になるということで処分されたケースでしたが、その命令に従わなかった理由が宗教上の信念によるものであるという抗弁が出されたために、結局は秩序違反かどうかの判断のためには宗教上の事項を判断しなければならぬということへ落ち着いて、結果としてそういう事由での処分も法律上の争訟にならない

と判断されました。(千葉地判平成二年二月二六日、神戸地判平成二年九月七日)

先程も申しましたが、不行跡を行った場合にもその不行跡は宗教上の信念に基づいて行ったとか何とか理屈をくつつけると、可能性としては蓮華寺事件判決の射程の中に入ってしまうということです。これは非常に問題です。蓮華寺事件判決は異説による処分の場合に限っているといえはいいのかもしれませんが、下級審はあの判決をどんどん広げて、宗教団体の様々な処分について、教義、信仰上の問題だと理屈をくつくけさえすれば訴えを却下するという傾向がでてきております。また処分された側についていえば、宗教上の問題さえ持ち出せば処分を實際上骨抜きにすることができるといって道が開かれたということもできましようか。逆に、代表役員等の地位の回復も困難になってしまったという面もあります。

**市川裕会員(質問者)** 大野氏は、蓮華寺事件判決につき裁判所の気持ちはわかるということをおっしゃいました。宗教団体の言っていることは理解不能であり、裁判所特有の恐怖心と潔癖感のなせる技であるとおっしゃいましたが、これは宗教を無意識のうちに淫祠邪教のように受け取る傾向があるということでしょうか。

また、法律上の争訟にあたらないということと判決が示されたことは、その効果としてこうした宗教観を広く社会的に助長していく恐れが感じられるでしょうか。

**大野正男会員** 私が多少言い過ぎた、ないしは非論理的なことを申し上げた点についておられるんですが、淫祠邪教のようにとっているかと言われると、本当は相当あるのではないかと思えます。今までのいろいろな紛争をみると、全部ではありませんが、その教義教理があんまり理解できないものも相当ある。ただ私が、恐怖心と不安感、潔癖感と言ったのは、淫祠邪教だからうっかり判断したら呪われるという意味ではなく、やっぱり裁判所というのは、先程伊藤先生もおっしゃった様に、自分の判断可能のところでないと思えないわけですか。

ろが、宗教団体の争いの中には、先ほどもありましたように、とうてい普通人の、まして裁判官の理解を越えている教義教理がございます。

例えば私が担当したものである宗教紛争事件では、「現在はよの世界である。次の世界は（あいうえお順に変わっていくので）らの世界である。よの世界を支配するのはよの御珠である。それでよの御珠を授けるかどうか、次の教主の最大の意味なのだ。」という主張が被告からなされておりました。そういう主張をされますと、裁判所は非常に不安感を持つのではないか、それも無理からぬことではないかという気がするのです。

全ての宗教につき、裁判所が淫祠邪教のレッテルを貼っているというふうには思いませんが、裁判所が自分の権限と職域と使命ということにつき非常にシビアな考えを持つのが一般的であるのに対し、そういう価値観に抵触する要素を、宗教上の教義教理の問題は含んでいる。それだけにこの問題の解決のための理論も、かなり微妙に意見が別れており、一方で弁護士の方もあんまりこの教義教理で意味不明の主張が出てくるようなことは避けて、裁判所のフィールドで処理可能だということを安心させるようなやり方が必要ではないだろうかとは私 생각합니다。

**中野毅会員（質問者）** 他の政治団体や一般の世俗的団体と宗教団体というのは、様々な性格において全く同等と看做せ得るのかどうかという問題であります。先程から問題となっておりましたような、宗教団体内部の議論というのは、極めて超自然的なテーマであるとか、超越的なテーマであるとかからまっていますので、なかなか容易には理解し難い。特に自治決定の手段の問題にしましても、外から見ているとなかなか理解し難い面もあるのではないか。要するに、結社としての自由という観点から見ても、特殊な結社であるとの性格付けができるのではないだろうか。

それからもう一つ、自由権の成立という歴史的な過程を見ましても、中世においては国家に対して宗教並びに教会というのは特殊な地位にあった。そういうことからみますと、やはり一般の部分社会や一般の団体の自治の問題以上に、宗教団体に関する国家の介入や司法権の介入というのは慎重にならざるを得ないだろうし、そういう意味では裁判所は関与しませんよという判断ももうなづけるし、基本的には宗教紛争に関しては、なるべく教団側も司法権の行使を求めないし、国家も介入しないほうが良いのではないか、そういう一般論としてお尋ねしたい。

**大野正男会員** 宗教団体と他の世俗的団体とが部分社会として「全く」同じかどうかといえば、「全く」ということは多分無いであろう。それは、他の部分社会もそれぞれ性格を異にしておりまして、自律権の尊重の度合いもやはり部分社会の性質や内容によって異なってきたのではないか。例えば地方議会の場合には、除名処分については多数意見はある程度の介入ができるが、それ以下の処分については介入できないという形の判断が積み重ねられています。また、先生方の御存じの大学の場合でも、大学が学生を処分する場合の自律権と、単位認定の場合の自律権とは、やはり裁判所の介入の度合い、審査の度合いを異にしている。そういう点から申しますと、宗教団体は強く不介入、国家権力から切り放されてしかるべきだという点はその通りだろうと思っております。

ただ、私が問題としましたのは、不介入の結果が自律団体としての決定権を無視するという結果を招来するよきな形で尊重されるのはおかしくないだろうかということでもあります。介入はしてはいかんといい点はその通りですが、最も自治的な団体の基本になる誰が代表かということも、あるいは構成員に対する自治権行使の一番強いものである懲戒、制裁も国家法上エンフォースされない、教理がからむ場合には不介入というのは異例ではな

いだろうか。そういう形の不介入というのが宗教団体だけにあるのは、実は不介入という名において、その独自性を認めないことと同じになりはしないかということをいったわけで、その前提となる社会的な宗教団体としての先生のおっしゃる認識というのは、私も共通しております。

#### 伊藤眞会員の報告について

松本保三会員（質問者） 伊藤先生の部分社会論についてですが、先生は部分社会の中がしっかりと運営されていれば裁判所はそれに対して積極的になってもいいのではないかと。規則があり、規律があり、処分もし、そしてきちんとした代表者が、本件の場合では管長がおられて、そういう場合なら部分社会論という意味からして裁判所は、きちんと純粋な民事事件的な金銭請求とか手形請求事件とかと同じように、代表者の選任を認めてもいいのではないかと。そういう意味で、部分社会論という自律権を言われたんじゃないかと思えますが。

伊藤眞会員 私は部分社会論につき、必ずしも正確な認識を持っているわけではないことを最初に申し上げておきます。

宗教団体や政治団体のような部分社会における内部的一切の処分については、裁判所はその効力について審査しないと意味での部分社会論は、私はとっていないつもりです。

ただ、宗教上の教義に関わる紛争であるとか、思想または政党の綱領に関わる紛争であるとか、裁判所が審査できない争点であり、かつ、法体系がそれについてその団体に自律的判断の余地を認めていると理解される場合には、その判断を尊重しようという考え方でございます。仮に、通常言われている部分社会論が、処分の効力については裁判所の審査の対象から除外して、常にその有効性を前提として考えるものであれば、私の考えとは違

うと思っております。

**松本保三会員（質問者）** 例えば地方議会のような場合ですね、議会の運営が非常に正しく行われていて除名処分をやっているというような場合には、なるべくその社会とか組織の決断を尊重しようという、これもやはり、部分社会論という意味になっているのではないかと解していたわけです。それと今の場合と、もう少し積極的に部分社会の採決を裁判所に認めてもよいのではないかと解したのですが。

**伊藤眞会員** それは、法の趣旨の考え方だと思います。今松本先生が例として出されましたような地方議会の場合でございますと、立法、司法、行政というものの分立ということから根源を發しまして、その議会内部における懲戒などの判断は尊重すべきであるということが法の趣旨であると考えれば、おっしゃったような結果になるかと思えます。

ただ私は、宗教団体とか政治団体とかについてそういう包括的な、部分社会論を法が肯定しているかということについては、疑問を持ちます。教義に関わる部分とか、思想信条に関わる部分に限定されて、自律性が認められると考えます。

**小林孝輔会員（質問者）** 袴田事件判決の場合ちよつと広いとおっしゃったが、そのことが少し理解できなかつたものですから。袴田事件判決で先生がおっしゃった主義主張の理論を、教義信仰じゃない場合にも適用になるのかどうか。

**伊藤眞会員** 政党の場合には、その本質をなしている思想、綱領といったものに対して異なる考え方を唱えたということが処分事由になり、それが争点になっている事件におきましては、宗教団体の教義に関する事項と同じように、政党の自律的判断を尊重すべきです。そういう意味で、立証主題の変更を認めてもいいのではないで

しよか。ただしもちろん、世俗的な非行ですとか、一定の手続きを経ないで外部に意見を發表したことなどが処分事由になつてゐるような場合には、裁判所が審査できる問題であり、かつ政党の根幹をなしている思想、信条などに関わる問題ではないので、通常の主張立証責任の原則でやつて頂いて、その結果どういふ結論がでるかということかと思ひます。

小林孝輔会員（質問者） 憲法二〇条あるいは結社の自由なり、宗教法人法第八五条が、民事訴訟という面に表れた際の判決技術のよくなものとしての、立証主題の変更という説明だつたと思うのですが、なかなかこういう立証責任を転換するとか立証主題を変更するということは、裁判官にはわかりにくいとか、かなりの説得力を持たないと納得していただけないと思うものですから、單純に憲法二〇条からそうなるんだということだけでいいものかなと、もっと説明する方法方法がないのかと思つて質問しました。

伊藤眞会員 これは一番重要な問題でして、どういふ実定法上の根拠があるかということは今後も考えなければいけないところです。

今の時点で考えられることを申し上げますと、宗教上の教義の問題が法律上の紛争の形をとつて出てくるというのには、いくつかの原因があるといえます。その一つは、宗教法人が、宗教上の地位をもつて宗教法人上の地位にあつてるといふ規定を持つてゐることです。そういう規定を置いてゐるかぎりには、宗教法人上の地位という法律上の地位をめぐつて、宗教上の教義が争いになるということが予想されてゐるわけです。

他方、宗教法人法第八五条などが、裁判所は宗教上の教義に関する事項に干渉してはならないという規定を置いてゐるといふことは、法律上の地位の前提事実として宗教上の教義事項があるということを一方で認めつつ、他方でそれに裁判所は干渉してはならないということを規定してゐるわけです。これを矛盾なく解釈するためには、

私は、当該宗教上の教義に関しては立証主題の変更、つまりその事実そのものではなくその事実について宗教団体がどういう判断をしているのかということに、立証主題の変更を認める以外に合理的な説明はないのではないかと考えております。

まだ十分考えがいたらない所があるかと思いますが、その点は今後の宿題にさせていただきます。

**岡田隆弘会員（質問者）** 先程の伊藤先生の説明を聞いた範囲では蓮華寺事件判決に直接言及しておられたかにみえるが、今のお話の立証主題の変更ということとの関連で、団体内部の判断がある程度の規模で二派に別れて争われているような場合には自律的な決定があったとは認められないというような話があったように聞こえましたが、それは、本件蓮華寺事件判決についてはそのような点を含めて言われたことなのですか。

**伊藤真会員** 最初に断りましたように、議論を具体的にするとという意味で、蓮華寺事件判決に度々言及しましたが、私の本日の報告自体は、それが不当か妥当かを検討することを目的にしております。蓮華寺事件判決についての賛否ということは最終的には事実認定の問題ですので、それをどっちかと申し上げるというような立場ではないと思います。ただ、第一審判決で認定されたようないくつかの間接事実を前提にした上で、一般的な経験則から申しますと、この程度の間接事実があれば恐らく自律的決定があったとみられるのではないかという印象は持っております。この程度にとどめさせていただきます。

#### 瀧澤信彦会員の報告について

**清水望会員（質問者）** 先ほどカリック教会の場合における教会裁判所の例を話されましたが、ドイツにおきましてはカトリック教会の教会裁判所の他のプロテスタントの福音主義教会におきましても教会裁判所を設けて

おり、具体的な問題になりますと、教会の自律性の問題と国家の裁判権の問題、あるいは教会の自律性と法治国家の関係が非常に問題となっていきます。そして両者は、宿命的に乖離する現象を実際には示しているわけです。ドイツのことを勉強していると、こういうことを非常に感じます。

今日の報告の資料のワトスン判決のところで「問題の財産を保有する教会が階層秩序を持つ包括教会組織内の裁定決定に拘束される」という文面があり、しかもその後、「このような組織に属している会衆は、そうした管理支配に暗黙の同意をしているがゆえに、これに従わなければならない」ということがあります。例えばドイツでは、福音主義教会の教区の分割事件や教会の役職者の金銭上の請求にかかる事件などについて、それぞれの教会裁判所の決定に対してそれを不服として憲法訴訟の形で連邦憲法裁判所に申し立てをするというふうな事例があり、教会裁判所というものが仮に作られたとしても、そこでなされた決定が最終的に拘束力を必ずしも持つわけではないという事実があります。事件によっては憲法訴訟という形で憲法裁判所にいく場合もあるし、またその他の連邦通常裁判所、ドイツでは連邦最高裁判所ですが、そういうところに上告されるということもあるわけです。

そこで具体的にうかがいたいのは、合衆国ではどのような宗派が教会内の裁定機関を持っているのか。仮に持っているとするなら、それはどのような基準で持つことになるのかということなのです。

**瀧澤信彦会員** アメリカにはたいへん多くの宗教団体がございます。今日の報告で紹介しましたいくつかの判決をみましても、長老派教会は監督教会とともにたいへん階層組織がしっかりしています。カトリック教会的なものをもっているようです。最上位にはジェネラル・アセンブリー（総会）という最高機関が、最下位には教会内のリーダー達で構成されるセッションという管理機関があり、その中間に各地域の地方教会の長老達で構成さ

れるプレズビテリー（長老会）、それから州単位でシーノドという教会会議があります。そしてある事件では、州内のある地域のプレズビテリーが任命した委員会が裁定を出したり、またある事件では、最高の意思決定機関であるジェネラル・アセンブリーが直接に裁定を下したりとか、事件によりいろいろに異なります。もちろん長老派教会といいますが、アメリカでは南北戦争をきっかけとして分裂し、米国長老派教会に対してもう一つの別の長老派教会ができています。ジョーンズ対ウルフ事件の当事者が、一地方教会の多数派と少数派のうち、多数派グループが分裂してできた長老派教会組織に属してしまったというような経緯があります。

長老派教会と対照的なのが、アメリカで最大の宗教団体といわれているサザンバプティストです。ここでは、サザンバプティスト・コンベンション（包括教会機関）が毎年開かれ、このコンベンション（協議会）でそのプレジデント（議長）が裁定を出したりしますが、これに反対する者があり紛争が起こることもあります。長老派教会にみられるような準司法的機関がないように思われます。一つ一つの地方教会と地域教会組織の独立性が非常に強いのです。州単位でバプティストの組織があり、その独立性が強く、さらに一つ一つの教会の独立性も強いのです。それでいて、全体としてサザンバプティストという大きな組織を維持しているのです。

またアメリカという国には、伝統的に自由な宗教共同体形成がなされてきたという宗教的に自由な風土があり、さまざまな形態の教会ができています。そして、プラクティカルな国民性も手伝って、問題が起こったときに何とかそれに対応する方法を構じていくという傾向があります。それぞれに特色がありまた性格も違う宗教団体の内部組織があるだけに、ジョーンズ対ウルフ事件判決でもいつているように、そういう教会組織機構そのものについて審査することがたいへん問題になる可能性がある。それが、教会固有の問題ないしは宗教教義に関わりをもっているような場合もあり、教会内部規則にしても、ある教会ではきわめてドライな言葉で書いてあるか

もしませんが、ある教会で宗教的な理念や教義と密接に結びついた形で教会規則ができていくことがあります。また、組織のしっかりした教会でも、基本組織を定める教会法は、成文の組織規則や教会規律のほか先例や慣行の形で存在しますので、教会裁定機関や裁定手続を確認することが容易でない場合があるようです。こうした点にワトスン判決の「教会決定尊重」アプローチの弱点があるということをジョーンズ対ウルフ事件判決は示唆しているわけです。

**清水望会員（質問者）** 教会決定尊重原則と書いてありますが、これは日本的に言えば宗教団体の自律性の尊重というものに通ずるのではないか。この問題は、日本の場合でもそうですが、教会の自律性の尊重ということと法治国家の原理の尊重というこの問題は、どうしてもぶつかりあうジレンマのようなところがあり、これをいかに調和的に解決していくかという問題がこの問題の核心をなすと私は考えているわけですが、このような私の考えについて、アメリカで考えた場合に、私の考え方が通用するかしないかお聞きしたい。

**瀧澤信彦会員** 教会決定尊重原則というのは教会の自律性尊重の原則であり、ある場面では法治原理と衝突することもあるというご指摘ですが、まさにこの点が自律性の尊重ということだけで裁判所が対応しきれなくなっているということに通じるものだと思います。それが、中立的規準のアプローチを今のところ連邦最高裁の三つの判決が支持しているということにもつながるわけで、これからの判例法の行方が見守られている状況です。

つまり、このジョーンズ対ウルフ事件判決が強調しているように、一般法上の規準、概念、用語、法原則、いわば「世俗的な規準」に従って解決しうるのだということ、したがって、そういう問題をもちこむ側において、財産権の帰属関係または信託関係を法的に立証可能なように明確にしておくのが望ましいということになるわけです。そういった一般法上の規準ないし原則に従って財産に関わる問題は解決するという前提で、この中立的

規準のアプローチが裁判所によって提示され始めたという気がします。そしてまたこのアプローチは、憲法原則の要請する自律性の尊重と抵触することが可能性としてでてくるというわけで、その点は、報告の中で少し述べたところです。

**花見常幸会員（質問者）**　大きな流れとして教会決定尊重アプローチと中立的規準のアプローチという二つのアプローチがあるとうかがいましたが、こういう平行する判例の流れがあるということの理解のしかたとして、考えられる理由はいくつかあるでしょうが、事件の具体的な性質、性格の問題が大きいのかどうか。特に教義上の問題に関与せざるを得ないかどうかという点が性格を区分する上でポイントになると思いますが、そういう点でこういうアプローチの違いがでてくるのか。それともワトスン判決の教会決定アプローチというのも、必ずしも否定されておらないというか、一九七六年のセルビア東方正教会事件判決ではほとんどこれに回帰するような形で判決が下っていると聞きましたが、そういう点から考えて、果たして両者のアプローチをどういうふうに関係付けて理解したら良いかをお教え願いたい。

**瀧澤信彦会員**　時間がございませんので、今後どうなるかということにつきまして、もちろん私自身はつきりしているわけではございませんが、ジョーンズ対ウルフ事件判決以降の裁判所の対応を含めて答えさせていただきます。

ワトスン事件は、包括教会とその方針に反対する地方教会会衆の少数派の対立に起因し、ジョーンズ事件は分裂した地方教会会衆多数派が階層的教会組織の裁定機関の決定に服そうとしないことから起こったものであり、両事件は共通の構造をもっています。これに対して、「中立的規準」アプローチを提示した合衆国長老教会対ハル記念長老教会事件は包括教会とその行動を批判する地方教会会衆との間の紛争にかかわるもので、事件の構造

はよほど単純なものです。階層的教会組織に属していても、個々の地方教会会衆の自治権が強いのがアメリカにおける特徴だと思えます。したがって、ジョーンズ対ウルフ事件はかなり複雑で面倒な事件であったということはいえると思えます。このことはジョーンズ対ウルフ事件判決の「中立的規準」アプローチの強調と無関係とはいえないように思われます。

私は結論としては、判例法の発展の可能性を秘めていると思えます。それは、一つはアメリカの判例法の発展の一つの特徴として、かなり前からの判決の意見（傍論とされるものも含めて）を伏線として使っていくということがあります。たとえば、ワトスン判決の中に既に、信託が明白な場合にはその信託に関する法律的な文書、法的に立証可能な文書というものに依拠して裁判所は決定できると述べているところがあるわけです。ジョーンズ判決のアプローチはこの点にも依拠しています。

一方、基本的には教会固有の問題には立ち入ってはならないということはしっかり踏まえて、たとえば具体的な譲渡証書なり信託証書なりに基づいて紛争を解決し得る場合でも、ジョーンズ判決はワトスン判決よりもっと厳しく、教義問題に関わる必要のない場合のみそれが許容されうると述べており、基本的な立場はより明確になつているというか、恋わつてないということです。

ジョーンズ判決以後につきましては、十分にフォローしているわけではありませんが、一九八四年から一九八六年頃までの間にいくつかの判決が下級審で下され、連邦最高裁判所に事件移送命令が申請され、全て却下されているような状況です。一九八六年頃までは、下級審の判決に対する上訴が受け入れてもらえない、それをどういうふうに理解するかということとは困難な問題です。ただ、下級審の判決の中には、教会の組織形態の審査（これはワトスン判決の原則の適用の前提として要求される）は違憲となるとのジョーンズ判決の見解に従っている

ものもみられます。

なお少しつけ加えますと、アメリカは、伝統的に宗教領域に対する国の介入は厳しく制限されなければならぬという信念が支配してきたところであり、それがしかも憲法で命じられている、憲法の二重の基準ということでも周知のことですが、宗教の自由は表現の自由とともに特に重要な保障の対象であるとされており、しながら、他方、宗教の世俗化も著しく、そういう背景を考えると、宗教団体の世俗的存在としての側面というものがあつた程度裁判官達の認識の中にもあるのではなかつたかという気がいたします。

とりとめもないことになりましたが、お答えに代えさせていただきます。

**司会（安武）** だいたい問題が非常に大きな、大きなというよりも根本的な宗教法に関わる問題でございますので、わずか一時間や二時間で満足のいくことができるとは思いませんし、今後継続して又の機会に改めて検討するというので、今日は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。